

永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年4月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第10号

永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町下水道事業の設置等に関する条例（令和5年永平寺町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び農業集落排水事業」を「、農業集落排水事業及び集中処理浄化槽事業」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 集中処理浄化槽事業の処理区域は、永平寺町の区域のうち、けやき台区域とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。